

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第143号

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

消費生活ビジョン（案）へのご意見を募集中！！（1面）

「安全マーク」で選ぶ！安心・安全な製品の見分け方（2・3面）

玩具に対して新しい規制が導入されます！（4面）

京都市消費生活ビジョン（案）へのご意見を募集中！！

【募集期間】

10/31(金)～12/8(月)

京都市では、「消費者の権利」の実現に向け、目指すべき将来像や消費生活施策の長期の方向性を示す「京都市消費生活ビジョン」の策定作業を進めており、現在、ビジョン案に対するご意見を募集していますので、ぜひ市民の皆様のお声を聞かせてください。



京都市エシカル消費推進
マスコットキャラクター
「えしかるん」

どうして新しいビジョンが必要なの？

デジタル化、グローバル化の進展や少子高齢化等による社会構造の変化に伴って、取引環境が大きく変化し、消費者被害の多様化・複雑化が進んでいます。

今後も、これらの課題への長期的な対応が見込まれる中、時代の変化に動じない消費生活施策の「核」として、消費者・事業者・行政が進むべき長期的な方向性を社会全体で共有することが大切と考え、消費生活ビジョンとしてまとめました！



クーリング・オフマン

●ビジョンの概要●

【計画期間】

令和8（2026）年度

～令和32（2050）年度

【施策の方向性（基本方針・施策目標）】

基本方針1 消費者の安心・安全の確保

安全な消費生活環境の確保、表示・取引の適正化など

基本方針2 消費者被害の予防・救済

相談体制の充実、デジタル社会への対応など

基本方針3 「消費者力」の育成・強化

消費者教育の推進、教育を担う人材の育成など

基本方針4 消費者市民社会の形成

持続可能な社会に向けた支援など

～目指すべき将来像～

- 消費者が安心して安全に暮らせる社会の実現
- 消費者が自分らしい選択をし、誰もが幸せを実感できる社会の実現

将来像の実現には、消費者一人ひとりの行動も大事！
よりよいビジョンにするために、皆様の声を聞かせてね。
消費生活ビジョンの詳細や意見の提出方法は、ホームページ
を見てね！！

意見募集の
ホームページ
こちらから→



「安全マーク」で選ぶ！ 安心・安全な製品の見分け方

私たちの身の回りには、毎日使う様々な製品があふれています。

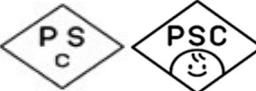
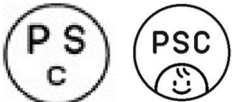
実は、それらの製品の安全性を示す「マーク」があることをご存知でしょうか？

この特集では、国や業界団体が定めた安全基準をクリアした製品に付けられる「製品安全マーク」についてご紹介します。マークの意味を知ること、製品を選ぶ際の「安心」を、そして万が一の時の「もしも」に備えましょう。



一 「義務」と「任意」 知っておきたいマークの種類 一

製品安全マークには、法律で表示が義務付けられているものと、各業界の自主基準で設けられているものがあります。それぞれの意味を知って、上手に製品を選びましょう。

マーク（イメージ）	マーク名	どんな安全？	主な対象製品の例	義務・任意
	PSC マーク 子供 PSC マーク	消費生活用製品の安全 （登録検査機関の検査を国が義務付け）	乳幼児用ベッド※ ¹ 、 ライターなど	義務
		消費生活用製品の安全 （事業者による基準適合の自己確認を 国が義務付け）	家庭用の圧力なべ、 石油ストーブなど	義務
	PSE マーク	電気用品の安全 （登録検査機関の検査を国が義務付け）	ACアダプター（充電器）、 電気温水器など	義務
		電気用品の安全 （事業者による基準適合の自己確認を 国が義務付け）	電気こたつ、 モバイルバッテリーなど	義務
	SP マーク	公園遊具の安全 （（一社）日本公園施設業協会が定める基準）	すべり台、ブランコなど	任意
	SG マーク	製品の安全※ ² （（一財）製品安全協会が定める基準）	手動車いす、ベビーゲート など	任意
	ST マーク	14 歳以下の子供向け玩具の安全 （（一社）日本玩具協会が定める基準）	ぬいぐるみ、ブロックなど	任意
	BAA マーク	自転車の安全 （（一社）自転車協会が定める基準）	自転車	任意

※¹ 令和7年12月25日から、乳幼児用ベッドが「子供用特定製品」になります。

旧マーク製品（子供PSCマークなし製品）は、令和9年3月25日以降販売することができなくなります。



※² 万が一、SG マーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が発生した場合、対人損害を賠償する制度も付加されています。

乳幼児用玩具に表示する「子供PSCマーク」については、4面で詳しく紹介しています。

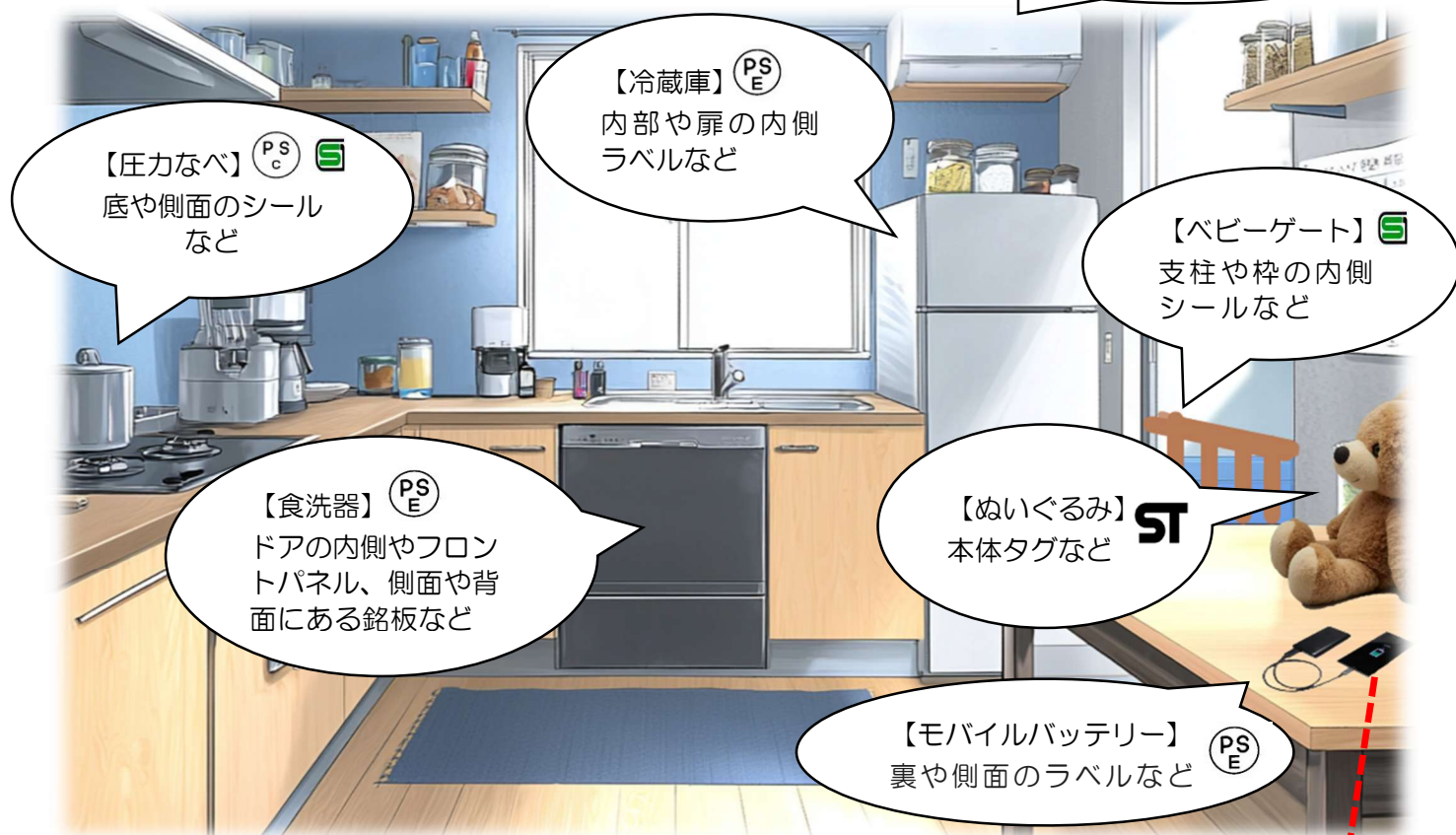
— 「安全マーク」はどこについている？ —

安全マーク付きの製品は身近なところで使われていますが、製品や用途によって表示されている場所が異なります。

以下で紹介している表示場所だけでなく、製品の外箱・外袋や取扱説明書、インターネット販売の場合は、販売サイトやメーカーサイトに「安全マーク」が記載されていることもあります。



【表示例】



スマートフォンの普及で身近になったモバイルバッテリーですが、誤った使用方法により、充電中に火災事故が発生するなどの事故が発生しています。

2019年2月以降は、PSEマークのないモバイルバッテリーの製造・販売は禁止されています。

PSEマークがないモバイルバッテリーは絶対に使用しないでください！



— 安全な製品選び・使用のチェックポイント —

- ・今回ご紹介した安全マークが付いているか確認しましょう。
- ・取扱説明書を読んで、正しい使い方や注意点を必ず守りましょう。
- ・異音、異臭、過度な発熱など異常を感じたら、使用を中止し、販売店やメーカーに相談してください。
- ・古い製品は安全基準が変更されている場合や、経年劣化により事故につながる場合がありますので、注意しましょう。



乳幼児用玩具に対する新しい規制が導入されます！



令和7年12月25日から、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に対する新たな規制が始まります。

3歳未満向け玩具を取り扱う製造・輸入事業者の方は、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意などの警告表示の義務※1が課されます。

また、販売事業者においては、子供PSCマーク（技術基準適合義務、警告表示義務の履行を示すマーク）の貼られていない3歳未満向け玩具を販売することができなくなります。

※1 海外で製造され、日本に輸入される製品については、「輸入」が完了する時点が令和7年12月25日の法施行日以降である乳幼児用玩具が規制の対象となります。

日本国内で製造される製品については、「製造」が完了する時点が法施行日以降である乳幼児用玩具が規制の対象となります。



乳幼児用玩具に表示する子供PSCマーク

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）とは？

消費生活用製品安全法で販売規制の対象※2となるのは、

- ①遊戯に使用することを目的として設計したもの（玩具であるもの）であって、
- ②出生後36月未満の乳幼児用のものです。

対象年齢3歳以上の製品や、3歳未満が使用する製品であっても、遊戯に使用することを目的として設計されていないものについては、消費生活用製品安全法の販売規制の対象には当たりません。

※2 乳幼児用玩具として規制する製品に当たらないものもあります。

（参考）乳幼児用玩具の対象範囲及び技術基準について（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/pdf/gangu_hani.pdf

玩具 規制 経済産業省



京都市消費生活総合センター

075-366-1319（消費生活相談専用）
075-366-1316（多重債務相談専用）
075-366-2250（各種相談会の問合せ）

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く）
午前9時～午後5時



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

※土日祝休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

消費者ホットライン 188（局番なし） 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター
令和7年10月発行 京都市印刷物 第071278号